

第24期第15回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年9月6日(月曜日) 13:30～14:50

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫
第10番	古川一豊		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	小泉禮造
第7番	高橋眞次	第13番	高橋秀実
第8番	藤田隆	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員 2人

推進委員 第4番 岩崎紀生

推進委員 第6番 井下八郎

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	主幹	近藤明美
農地係長	松本聡	農政係長	谷口恭子
主任	井上貴清	会計年度任用職員	齊藤麻里
会計年度任用職員	高須賀美里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 ニホンザルの習性・行動から学ぶ被害対策について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員19人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。9月に入り、朝晩は涼しく過ごしやすくなってまいりました。日中はまだ暑く、農作業等々の際にはお体に気を付けて、また、農業委員会の活動に合わせてお力をいただいたらと思います。

それでは、ただいまから第15回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、第1号から議案第3号までとなっております。

農政関係は「ニホンザルの習性・行動から学ぶ被害対策について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において松木ワカ子委員と山口三七夫委員を指名いたします。両委員さんよろしく申し上げます。

それではこれより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号及び第3号は意見事項となっております。1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供しま

すが、藤田 隆委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、22番から25番までの4件でございます。2ページをお開きください。

まず、22番、船木字国領、畑1筆、面積269平方メートル譲受人は(1-1)さんです。

譲受人は、現在、約6反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。なお、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。

次に、23番、萩生字治良丸、田1筆、面積57平方メートル、譲受人は(1-2)さんです。

譲受人は、現在、約4反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、譲受人の自宅に隣接した農地で、上部東西線の道路用地の関係で分筆した残地でございます。

また、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。なお、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。

3ページを御覧ください。

24番、寿町、畑1筆、面積525平方メートル、譲受

人は（１－３）さんです。

譲受人は、現在、約３反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第３条による申請が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。なお、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。

次に、２５番、萩生字本郷、田１筆、面積１，４７７平方メートル、譲受人は（１－４）さんです。

譲受人は、現在５反６畝ほどの農地を耕作しており、今回、小作地の自作化を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第３条による申請が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。なお、許可後は引き続き、稲作を行う予定でございます。

以上２２番から２５番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。御審議よろしくお願

藤田会長

いいたします。ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましても、２２番は藤田 健太郎委員から、２３番は高橋 秀実委員から、２４番は古川 一豊委員から、２５番は土岐 若水委員から、それぞれ報告をいただきます。まず藤田委員お願

藤田(健)委員

いいたします。２２番（１－１）さんの土地なのですが、自宅と隣り合わせの土地で今でも耕作をされております。また、水路と農地が平行にはしって非常に境界がはっきりしておりますので、周辺とのトラブルはないものと思われま

藤田会長

高橋(秀)委員

ありがとうございました。次に高橋委員お願いします。

23番につきまして、8月20日に現地調査と、譲受人の(1-2)さんからお話を伺いました。先程、事務局の方から説明があったと思うのですが、申請地につきましては以前は650平方メートル余りの1枚の畑として管理されていたのですが、上部東西線の道路用地の関係で分筆しまして、その道路用地以外の残地ということで57平方メートルという申請が上がってきております。現在、上部東西線の工事の方は今年の春着工されておりますので、申請地につきましては現在、耕作できる状態ではありませんでした。しかし、工事が完了すれば直ぐに耕作を予定しており、季節野菜の作付けを予定しているそうです。申請地につきましては譲受人の自宅の北側と、工事が完了すれば上部東西線の丁度間にはなりますが、幅は2メートル前後、長さが25メートル前後、細長い土地になっております。それから、(1-2)さんにつきましては現在耕作されておる4反余りの土地も非常に几帳面に管理されておりました地域との調和要件も特に問題なく、許可しても支障ないと思いますので、御審議よろしくお願いたします。以上です。

藤田会長

古川委員

ありがとうございました。次に古川委員お願いします。

今回、議題に上がっておりますこの土地は7月5日の総会で審議されました土地の隣になります。8月21日に本人と会い意思を確認しました。申請地は、これまでも畑として耕作されておりました、引き続き畑として利用される予定であります。調和要件も特に問題なく許可しても支障はないと思われまます。また、譲受人は耕作意欲があり、地域への影響も特段ないものと思われるため許可しても支障ないと思われまます。以上です。

藤田会長

土岐委員

ありがとうございました。次に土岐委員お願いします。

私が行きました(1-4)さんなのですが、現在4反ほどの土地を持っておりまして、この当該土地はこの

方の祖父の時代から小作をしております。その土地につきまして、本人も非常に愛着があるというのですか、お米を作りたいのですが、生産調整のために耕作できない、現地見てみましても非常に綺麗に耕しております、近所には背の丈があまるような耕作放棄地もあるのですが、それから、近所の人話を聞きますと、お隣との段差が1メートルあまりあるのですが、その石垣が崩れてきたのを自分で石垣を直しまして自分のとことの境界をきちんとだしているという、非常に几帳面な方じゃないかと推測します。この境界になりましても、今後も熱心に耕作されるのではないかと思います。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。以上、22番から25番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

5ページをご覧ください。

7番、八幡一丁目、畑1筆、申請人は(2-1)さん。内容は自己住宅58.79平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上の事案につきましては申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、7番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は7件です。

7ページをご覧ください。

129番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は(3-1)さん。内容は宅地拡張、一体利用地として、宅地302.23平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

130番、船木字国領、田1筆、譲受人は(3-2)さん。内容は建売住宅(2戸)125.84平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分

は所有権移転です。

131番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は(3-3)さん。内容は自己住宅130.63平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

8ページをお開きください。

132番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は(3-4)さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

133番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は(3-5)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

134番、本郷一丁目、田1筆、譲受人は(3-6)さん。内容は賃貸共同住宅1棟272.81平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

135番、垣生四丁目、畑1筆、譲受人は(3-7)さん。内容は自己住宅93.74平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

以上、129番から135番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、129番から135番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見

を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議が全て終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。なお、14時00分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「ニホンザルの習性・行動から学ぶ被害対策について」を議題といたします。

なお、本日は、経済部農林水産課から担当職員をお招きしておりますので、御紹介させていただきます。

農林水産課 赤壁主任です。

農林水産課

赤壁主任

よろしく申し上げます。

藤田会長

それでは、よろしく申し上げます。

農林水産課

赤壁主任

本日は、お時間をいただきありがとうございます。農林水産課鳥獣対策係の赤壁と申します。本日は、ニホンザルの習性・行動から学ぶ被害対策というタイトルで発表させていただきます。はじめに、私は、鳥獣害を担当して4年目になりますが、市内のイノシシの被害相談件数はやや減少傾向にあるかと思えます。特に、垣生地区は、イノシシの防護柵が普及しておりまして、被害相談件数が確実に減少しておりますが、市全体としてニホンザルの被害は残念ながらあまり改善してないように思われます。ニホンザルは新居浜市だけの問題ではなく、北

海道や沖縄などのニホンザルが元々生息していない一部地域を除いて全国で発生しています。哺乳類に農作物被害額は全国1位がニホンジカ、2位がイノシシ、3位がニホンザルで、ワースト3の哺乳類になっております。その対策として、国の方が中心となってイノシシ、シカと同様に駆除を促進した結果、左のグラフは愛媛県内の捕獲数なのですが、右肩上がりに増えております。ただ、捕獲数が増えればその年か、翌年の被害額は改善がみられそうなものですが、右のグラフのニホンザルの農作物被害額は、捕獲数を増やすと同時に被害額も増えていきます。捕獲すれば被害が増えているというおかしなグラフになっております。なぜこのような状態になっているのか、どのような対策が有効なのかというのを説明させていただきます。

まず、ニホンザル対策を正しく行うための前段階としてニホンザルの生態について正しく知っていただきたいと思えます。イノシシもそうなのですが、ニホンザルについて噂のようなものが出回っています。スライドに書いてあるような石を投げ返すので投げない方がよい、ボスザルがいるという噂が出回っておりまして実は両方とも嘘になります。噂を元に対策をおこなってしまうと、正しくない方向へ進んでしまう可能性があるのです。まずは生態を正しくお伝えしたいと思えます。余談になるのですが、サルは英語で monkey といいいます。しかし、ニホンザルは英語で Japanese monkey ではありません。ニホンザルは英語で何と言うか御存知の方いらっしゃいますか。サルの仲間のグループ、霊長目は、そのほとんどがジャングルなどの熱帯地域に生息しています。ニホンザルは、ヒトを除く霊長目の中で一番北側、北限に生息しているということから、英語ではニホンザルのことを snow monkey (雪のサル) といいいます。ニホンザルを知ろうということで、特徴、寿命、繁殖、食性、身体能力、

知能に分けて説明していきます。先程、霊長目という言葉が出てきたと思うのですが、ニホンザルは、生物的な分類は霊長目、オナガザル科、マカク属、ニホンザルとなります。ヒトは、霊長目、ヒト科、ヒト属、ヒト、生物の分類は細かいカテゴリーから種、属、科、目という順番に大きくなっていきます。ヒトとニホンザルは同じ霊長目には含まれるのですが科が違います。同じ目に含まれていても科が違えば全く違う動物になります。例えば、ウシを含む目には、シカ、イノシシ、ラクダが含まれます。また、近年の遺伝子解析の結果、ウシを含む目にはクジラが含まれるようになりました。ヒトはサルから進化しましたが、ニホンザルから進化したわけではありません。サルの知能については、あとで詳しく触れますが、サル=ヒト=頭のいい生き物というように思っている方が多くいらっしゃいます。その結果、頭がいいから対策ができないのではないかとされている農家さんもいらっしゃいます。すると、被害にあったら農業を辞めてしまうというケースが見うけられるのですが、サルとヒトは違います。当然、ヒトの方が頭はいいですし、現代の技術で農作物被害に対する解決法も見つかっておりますので、そこは御安心いただければと思います。余談になりますが、種が異なっても属が一緒であれば交配可能な場合があります。例えば、ライオンとトラは共に、ネコ目、ネコ科、ヒョウ属に属する動物で、交配可能です。その産まれた子供を何というか知っていますか。ライガーといいます。

次に、ニホンザルの大きな特徴ですが、昼行性、昼間行動するというのと、群れる、群れで行動する。この2点が、大きな特徴だと思います。映像を御覧ください。朝の6時半くらいにとらえた映像なのですが、後ろからゾロゾロとサルが出てきています。まず、サルの昼行性、昼間行動する性質について説明させていただきます。

イノシシも実は昼行性なのですが、周りの環境によって、人間でいえば夜勤ができるような状態の動物になります。しかし、ニホンザルは夜勤ができません。日の出から日没までの間行動します。夜間は皆で固まって行動しません。夜間は外敵に襲われるなど、直接命に関わるようなことがない限りは行動しません。次に、群れについてなのですが、群れはメスを中心とした血縁関係で成り立っています。オスは5歳くらいになると生まれた群れから独立し、他の群れに合流します。他の群れに合流する前の単独、数頭のオスのグループをハナレザルといいます。群れの規模は、地域によって差が大きいのですが10頭から100頭と言われており、稀に100頭を超える群れも報告されております。平均すると40頭くらいが多いです。群れは大きくなり過ぎたときや、血縁関係の強いメスが亡くなってしまったときに分裂する可能性があります。愛媛県自然保護課さんは、県内のニホンザルの調査を行っていますが、新居浜市内には7グループ、7群のニホンザルが生息していると考えられています。

次に、寿命、繁殖について説明します。寿命は、野生で最大25年程度ですが、人間と違って全員がその年齢になるまで生きることができるわけではありません。資料の下に、滋賀県で捕獲されたニホンザルの人口ピラミッドのグラフがあります。これは、サルを捕獲した時にそのサルが何歳なのかを調べた、同じ群れの124頭を調べた結果なのですが、3歳から4歳にかけて頭数が大幅に減っております。新生児のうちに30パーセントから50パーセントは死ぬと言われております。授乳期間は1年から2年6カ月と幅があります。栄養状態が良くて毎年子供が生まれている状態でしたら、授乳期間最短の1年、出産が3年くらい間が空くと2年6カ月、次の子供によって授乳期間が変更するのですが、授乳期間が終

わって自分で餌を取らなくてはいけなくなると、餌にありつけない子供が死亡してしまうのがこういったグラフになっている原因と考えられます。次に、繁殖行動について、ヒトと同じで1回の出産につき、原則、1頭の出産です。出産は春から夏にかけて、5月頃が子供の生まれるピークになります。メスは7歳から8歳くらいに初めて出産ができるようになり、出産の間隔は2年から3年くらいになりますが、出産の間隔は、メスの栄養状態に依存している部分が大きいです。栄養状態がよければ出産間隔1年から2年のサイクルになります。逆に悪ければ、4年以上になります。ただ、出産期間が4年以上空いてしまうと、本人の栄養状態が非常に悪いので次の出産ができなくなるか、死んでしまう可能性が高いようです。

次に、ニホンザルの食性について説明します。食性は、雑食ですが、植物性の物の割合の方が動物性の物より高いです。スライド左側の表は、富士北嶺地域におけるニホンザル野生群による農作物被害あった作物の一覧なのですが、哺乳類の好む穀物、果実、豆類以外にも、花のつぼみや、葉ものなど、幅広く食害を受けています。タマネギ中毒という病気をネコやイヌを飼われている方は聞いたことがあると思いますが、タマネギ中毒をおこす、ネギ属、ネギ、ニラ、ニンニクなども、人間と同様に食べることができます。また、食べ方が非常に他の動物と違う特徴があります。次のスライドですが、大根が被害にあったとの報告を受けて現地に行ったときの写真です。ものの見事に食い散らかしている。ダイコンの頭の部分だけちょっとだけかじって、次のダイコンを引っこ抜いてちょっとだけ食べて、という少しだけ食べるを繰り返す非常にぜいたくな食べ方をします。こういう食べ方を、群れが平均40頭ですので、40頭がやってきて一口だけ食べるをされると、畑にある作物は全滅してしまいます。一口だけ食べて残すの

で農家さんのショックも非常に大きい、これがニホンザルの食べ方の特徴です。

次に、身体能力ですが、幅跳びが約2メートル、若い個体で実験をして最大で2.2メートルの記録があるのですが、大体2メートルぐらいのようです。垂直跳びが約1メートル、上から飛び降りるのが約4メートル。あと、握力が30キロくらいあります。成人女性の平均値くらいなのですが、ただ握力30キロに対して、大きい個体でも15キロくらいですので、体重比で考えると人間よりもかなり強い握力があることになります。そのため、握力を活かした木登りが非常に得意です。映像の左側に注目していただけたいと思います。細い枝のしなりを使って器用に木を降りています。4メートルくらい飛び降りても平気な生き物なので、映像の最後の部分は、落ちているではありません。握力を使って細い枝をしっかり掴み、枝のしなりを使って器用に木を降りています。移動速度なのですが、個体として走る速さは時速でいうと24キロくらい、100メートルに直すと15秒くらい、平地での人間の20代男性くらいの速さになると思うのですが、ただ、最初に言った通り群れで行動しますので、非常に移動が遅いです。時速でいうと、1キロくらいです。映像を御覧ください、サルが歩いてきて周りをキョロキョロして、餌がないか、外敵がないか確認する。また、ちょっと歩いて何かないか確認する。群れ全体がこの調子で移動しますので、群れでの移動スピードは非常に遅いです。こちらの映像は自動カメラで撮ったものなのですが、約40分にわたって、カメラの前をゆっくり通過する様子が撮影されていました。時々止まって、周囲を警戒し、他のサルを確認しながら移動しているので群れで早く移動することはできません。ちなみに、下側にこの映像が撮られた日時が記憶されていますが、2020年の4月21日夕方の6時10分頃に

なります。この時期は、日の入りが6時45分頃なので時速1キロで歩いているということは、ここの500メートル以内ぐらいのところにねぐらを作っていることが予想されます。すると、明日の早朝も出沒する可能性があります。次に、視力、聴力、嗅覚については人間と同じくらいになります。色は、人間と同じようにこのフルカラーで見えております。ヒトと同じく、目の中に3種類の色を知覚できる細胞があります。ちなみに、イノシシは、M錐体と書いているのと、L錐体という色を認識する細胞がありませんので青系のみしか認識できません。サルは人間と同じ視力、聴力、嗅覚あるということは、目に頼って行動します。人間は、情報の90パーセントというのは目から得ていると言われております。次に、知能についてですが、餌場を記憶して行動しますので「記憶力」は高いです。さらに、試行錯誤しながら学習、何回も挑戦するという行動をとります。ただし、学習能力は高いのですが、応用力はあまり高くありません。野生下で道具を使う、他の違うサルと共同して、例えば肩車をして手の届かないところの餌を取ることはできません。サルに道具を使わせる実験を昔おこなったことがあるのですが、熊手状の道具で遠くにある餌を引っ張ってくる行動をとらせようとしても、餌と熊手をバラバラに置いても一向にできません。熊手の内側に引っ張ってくるだけの状態で餌を置いた状態からはじめて、熊手を使えば手の届かないところの餌を取れるということを学習させるのに2週間かかりました。道具を野生下で使うということはありません。あと、鏡で写った自分を見ても威嚇行動をとります。鏡に自分が写っているという認識はできません。頭がいいという印象を持たれることが多いのですが、チンパンジー・ゴリラ・オラウータンと比較すると知能はかなり低いです。チンパンジー等はヒト科のサル、英語ではapeと呼ばれ、monkeyとは明確に

区別されます。記憶力と学習能力が高いことと、道具を使うという応用力が高いことは別になりますので、逆に記憶力、学習能力の高さを逆手にとって対策する方法が有効です。また、サルの知能について、40年程前になるのですが、次のような実験がありました。まず、飼育しているニホンザルにバナナを与えます。その後、30分後に生理食塩水、何も影響がない液体を体に注射し、注射されることに馴らしておきます。注射をすることを嫌がらなくなった後に、アーモンドを与えます。アーモンドを与えて、1回だけ生理食塩水を注射し、アーモンドを食べても大丈夫と印象づけます。その後、2回目のアーモンドを与えた後に、生理食塩水ではなく吐き気を催す薬を注射します。そうすると、その後、何のためらいもなくバナナを口にしますが、アーモンドをあげた後に吐き気を催す薬を注射したあとは、アーモンドを全く食べなくなりました。また、実験者がアーモンドを手に取り近づけただけで逃げて顔をそむけるようになりました。この実験で分かるのは、アーモンドに吐き気を催す薬を塗ったわけではない、つまり、アーモンドを食べて気分が悪くなったわけではないのに、悪い結果がアーモンドによって起こされたと、頭の中で結論づけて、悪い記憶を基にアーモンド自体を避けるようになりました。アーモンドを食べたことと、お腹が痛くなって気分が悪くなったことは、原因と結果が一致していません。実際は、注射したことによって気分が悪くなったのに、注射によって痛くなったという頭までは回っていないというのが実験からわかります。もう1つわかることは、人間も食あたりを起こしたらそれを食べるのが嫌になることはあると思うのですが、逃げたりはしないですね。サルは自分の身に悪い事があったときに何があったか分からないので、とにかく悪い事の原因と考えたものごとにかく避けることでしか対処できない、悪い記憶とリン

クすれば、害がないものを避けて行動するということを覚えていただけたらと思います。

最初に載っていたニホンザルのウソ・ホントという話についてですが、石を投げ返されるので、石を投げて追いつかない方がよいとおっしゃる農家さんがいらっしゃいます。確かにサルは威嚇で石を投げることはあります。ただ、ニホンザルはヒトと肩甲骨まわりの構造が違いますので、上腕を体の後ろ側にもっていきることができないため、狙って投げるような投石動作をすることができません。被害対策の専門書にはどんどん石を投げて追いついてくださいと書かれております。ただ、石垣の真上にいるような場合とかは石を転がしてくる可能性があるもので、それは危ないので、そのような場合を除いて、投石していただければと思います。どういうことかという、人間はオーバースローやウインドミルのように体の後ろに肘をもっていくことで、強い投球操作をすることができますが、サルは肘を体の横より後ろにもっていけないので、投げる時に砲丸投げの動作になってしまいます。強く投げられないので石を投げたとしても、目の前に落ちている状態ですね。サルが石を投げて狙ってくることはありませんので、石垣の上にサルがいるような場合を除いて、石を投げていただけたらと思います。次に、ニホンザルの群れにボスザルがいるということなのですが、動物園のサル山のように限られた範囲で、限られた餌しか与えられない場合は、体の大きなサルによって餌を独占する行動が見られるのですが、野生下では動物園のように場所も限られていないのでケンカをして餌を求めるくらいなら違うところに自分で探しに行きます。なので、あたかもボスのように振る舞う行動は取りません。ニホンザルは餌場を記憶して行動しますので、餌場を知っている個体がおおまかな群れの行動をコントロールしています。オスは、生まれた群れを出ていかな

くてはならないので、その群れに長時間いる個体はどちらかと言えばメスになります。ということは群れのおおまかな行動をコントロールしているのはメスと考えられております。

次に、なぜニホンザルの被害が発生するのかということなのですが、以前にイノシシのことを説明させていただいたことがありましたので、ご記憶にある方もいらっしゃると思いますが、原因は全く同じことで簡単にいうと山に人が入らなくなった、農地に人が入らなくなったからです。新居浜市の航空写真ですね、左側に見えるのが、川東中学校、真ん中に多喜浜駅があって又野地区ですね、右側が楠崎地区になるのですが、この写真と同じ場所で、戦後まもなくの航空写真を同じところを見ていただいたら分かるのですが、農地の量が全然違いますね。段々畑で山を切り崩して開墾されています。農地に人があまり入らなくなって、今、このような状態になってしまっている。この状態になってしまうと、藪を好むサルが繁殖しやすくなってしまいます。これは、少し昔のニホンザルの生息調査の資料になります。古いデータなので今の状況にそのまま当てはまらないのですが、森林の密度が多いほどサルが生息しやすいということが読み取れます。今の日本ですね、森林の面積は昔とほとんど変わっていないのですが、森の密度が3倍近くまで跳ね上がっている。更に、耕作放棄地が増えて森になっている。その結果、農地や森林が荒廃するとそこに野生鳥獣が住み着き、野生鳥獣と人間の生活エリアが隣接して被害が発生する。被害が発生するとサルの栄養状態がよくなってしまいますので、個体数が増えやすくなります。そうすると、更に被害が増えていくと、捕獲数より増加数の方が多いので捕獲を増やしても被害が減らない状態というのが、最初に見ていただいたグラフの状態になっております。先に、ニホンザルの寿命のグラフ

見ていただきましたが、3歳から4歳辺り生き延びられるかどうかというのは、数が増えるかどうか重要な要素です。完全な野生下で20頭生まれて10頭しか生き残れない動物が、エサが豊富にあるため、駆除で5頭捕獲したとしても、15頭生き残れるとしたら、農地近くに住んだ方がサルの方は生存率が高いということになってしまいます。そのサルに対して、こういった対策をすればいいのかというのを今から説明させていただきます。対策の基本は風邪を予防するのと同じで、換気して、マスクをして、発症したら薬を飲むと、環境改善→換気をする、防護柵→マスクをする、進入してしまったものを捕獲→薬を飲む。現在は、残念ながら捕獲による対策がほとんどで、防護柵が普及していない状態で、それらを総合的に整えることが必要です。まず環境改善なのですが、ニホンザルに対して好適な環境をなくす、嫌がらせをしてやろうということです。餌になる残渣を放置しない、草刈によって生息しそうな場所をなくす、見かけたら徹底的に追い払うということが重要になります。左側の写真ですね、福井市美山地区で農家のお母さん方がサルを追い払うモンキーバスターズを結成しましたというニュースなのですが、意外と理に適った対策になります。農家のお父さん方は収穫した物を農協などにもっていく、会合で外にでるなどお母さん方がわりと収穫をメインにされていることが多いので、昼間は農地の近くにいる。そうするとサルは昼間の間しか出てこないで、その時間に農地にいる方が対策をするというのが非常に理に適ったことになります。次、右側の写真の映像を見てもらったらと思うのですが、県内で収穫後のデコポンを放置していたのがどうなったかと、黒い部分を器用に除けて、皮を綺麗に歯で剥いて、器用に手を使って薄皮を剥いています。サル、イノシシは以外と薄皮を剥いて食べたり、口の中に含んで薄皮の部分だけを吐き出したり

します。残渣を放置しておく人間にとっては価値のないものでも、サル、動物にとっては貴重な食料になってしまいます。出荷できない基準のものであっても、出荷したものと美味しさは同じです。一度、人間界の美味しいものを学習した後は、自然界の栄養価に乏しいエサに戻ることは難しくなります。まず味を覚えさせないことが重要になります。あと、柑橘とかびわとかの果樹は、放置したとしても、出荷の基準には合わなくとも、毎年、実をつけます。サルにとって、餌の少ない夏場には命をつなぐための貴重な食料になってしまいます。逆にそういったものをサルが食べる前に開放して自由に取ってもらうようにするというのも有効な対策です。収穫の見込みがない場合は思い切って伐採するのも1つの手だと思います。サルの追い払いについてなのですが、新居浜市の方でサル追い払い用の煙火を無償配布しております。おそらく、この中にも安全講習会に来られて、使用されている方もいらっしゃるかもしれませんが、火薬を発射して、爆発音と光を発生させます。約20メートル飛翔し、5秒間隔で5発出るものなのですが、散弾銃と同じくらいの非常に大きな音がします。無償で配布しておりますので、使われてない方で、ぜひ使いたいという方いらっしゃいましたら、火薬量が多い製品になりますので、安全講習会への参加が必要になります。日時とか場所は相談させていただきますので、もし地域でサルの追い払いに参加したいという方がいらっしゃいましたら農林水産課の方にお声がけいただければと思います。

次に、防護柵でサルに有効といわれているのがワイヤーメッシュ柵と電気柵の複合柵になります。正しく囲めば、ほとんどの侵入を防げます。市では防護柵設置を補助する制度があるのですが、補助制度を利用して複合柵を設置した方に、設置後の状況をときどきお伺いしてい

るのですが、少なくとも設置後1年以上は被害にあっていません。下側にイノシシ用でワイヤーメッシュ柵をその上段に電気柵を2段張りに張っております。ちょっとお金がかかりますが、ワイヤーメッシュ柵でメートル単価約500円から、電気柵で最低限必要な2段で線だけでメートル単価約225円から、それに加えて、最近安くなってきたのですが、電気柵本体のソーラータイプのもので一番安いので約40,000円からになりますので、正方形の1反の土地に電気柵2段で設置したとしたりだいたい131,350円くらいかかるようになります。こういった資材購入費の一部を新居浜市の方で補助しておりますので、もし、設置したいといわれる方がいましたらお声がけいただけたらと思います。あと、実際に設置されている圃場を見たいという方がいらっしゃったら、昔、農業委員をされていた方で設置していらっしゃる方が見せてくださるということですので、連絡いただきましたらご案内させていただきます。次に複合柵を設置したらどうなるかという映像を見ていただきたいと思います。ワイヤーメッシュ柵を登って、電気が流れている柵に触れた瞬間痛くて逃げていく。最後は、やる事がなくなってイライラして柵を揺らしています。ここまでいくと完璧です。サルに侵入されない防護柵の基準について、一番大事なのが高さになります。2段ある場合は1段目をワイヤーメッシュ柵の上段から5～10センチメートル、15～20センチメートル、サルが触らざるを得ない高さを守ってください。支柱があるので支柱から登ろうとしているのですが、支柱から登られないように支柱にも電気線を巻き付けて通電してください。あと、支柱の上部を余らせると、メッシュ柵から電気が流れていない部分にジャンプして飛んで掴むことがありますので、支柱の上部はできるだけ余らせないようにしてください。また、最初にいったようにサルは

非常にジャンプするのが得意なので、柵の外側2メートル程度は、飛び込みの足場になるようなものは撤去しておいてください。その基準を守らずに設置した柵がこちらなのですが、電柱が近くにあるのですが、電柱にとりあえず線を巻いています。見ていただいても分かるように支柱の上側を余らせている状態、電柱の上側から飛び越える状態になっています。上部からの飛び込みを防ぐためにも、支柱を余らせないということと、2メートル以内は飛び込みの足場になるものは撤去する、撤去できない場合には離して設置するということを守っていただければと思います。先程に話にありました、防護柵の補助制度について説明させていただきます。資材購入費、税抜き価格の半額を補助し、1年間の上限が原則5万円ですので、例えば1年目にはワイヤーメッシュ柵だけ設置しておいて、2年目に電気柵を追加して補助金の申請をすることができるのでご利用の検討していただけたらと思います。防護柵に申請は、見積もりを取っていただいて柵を買う前に申請していただく必要があります。最短1日で交付決定させていただきますので、必ず物を買う前に申請していただければと思います。最後になりますけれども、対策の基本は相手を正しく知ることです。ニホンザルの被害が発生する最大の原因は山林や農地の変化というのはあるのですが、それに対して、人間がサルの知能を高く見積りすぎているのが原因ではないかと思っています。サルを正しく知っていただい上で対策していただけたらと思います。以上になります。お時間いただきありがとうございました。

藤田会長

ありがとうございました。何か御質問等はございませんか。今、ワイヤーメッシュ柵と電気柵と違ってたではないですか、その時に全部の上限5万円。

農林水産課

赤壁主任

年間の補助の上限5万円、認定農業者の方は年間10

万円になるのですけども、2年に分けてワイヤーメッシュ柵を1年目にさせていただいて、満額補助を受けられるようになるかと思っておりますので。

藤田会長

はい、村上委員。

村上委員

花火は、講習を受けたら何発くらいくれるのですか。

農林水産課

赤壁主任

一応、10発ですね。予算の限りお配りしておりますので、今まで予算内でお配りできませんということはありませんでしたので、大切にに使っていただけたらと思います。あと、この花火ではなくロケット花火、安全講習会がいないものも配布しておりますので、もし、緊急でという場合にはそちらも1回10本なのですが差し上げておりますので、ご利用いただけたらと思います。

村上委員

火事になることはないのですか。

農林水産課

赤壁主任

火薬製品ですので、火事がないとは申し上げられないのですが、それを安全に使っていただく講習会をいたしますので。

藤田会長

はい、小野（義）委員。

小野（義）委員

へびのおもちゃみたいなのはどうですか。

農林水産課

赤壁主任

いい質問ですね。目で非常に情報を得ているのでリアルなおもちゃを見たときにはびっくりすると思います。ただ、脳みそがある生き物なのでそれが生きているのか、死んでいるのかというのは、判別が付くので一発目はたぶん効くので、その効果が何時間継続するのかといわれると難しいところです。農業はやっぱり何百日とかの単位で行うことですので、1時間逃げたからといっても効果がないものになってしまうので、農業上では効果はありませんになると思います。自分に害がないと分かってしまうと、へびに一度噛まれているサルとかで、それと区別がつかなければ、吐き気を催す薬を注射した話と同

じで悪い記憶とリンクしてしまえば効果は出るのではないかと思うのですが、サルがその記憶をとっているかどうか分からないのでちょっと難しいと思います。電気柵は非常に痛いのですね。電圧が1万ボルトくらいあるのですけれども、命に関わることはありませんので、命に関わるのはボルトではなくてアンペアの方になります。0.4アンペアくらいで人間が死ぬといわれていますが、この電気柵は検出等レベル0.4ミリアンペア以下なので、人間の命に関わることはありませんので、そこは御安心ください。

藤田会長
村上委員

はい、村上委員。

サルではなく、イノシシなのですが、この間山に行きよってイノシシのウーという声が聞こえてこちらも声を出したんだけど、声は出さない方がいいのですか。

農林水産課
赤壁主任

声を出した方がいいです。熊除けの鈴と全く同じ話なのですが、熊もなぜ鈴で逃げるかというのと、他の動物がいるとなると、取りあえず逃げて様子を伺おうとするので、その時間を稼げるというか、ただ逆に近付き過ぎると襲ってくる可能性はあるのですが、相手がウーと声を出していてもこちらの方が目線は高いので、目線が高い=強い生き物と思っているので、動物的には人間の方が強く見えるんですね。なので、音とかで威嚇するのは非常にいいことです。

村上委員

ちょっと睨み合いをして逃げなかった場合はどうしたらいいのですか。この間、睨み合いみたいになったのですが。

農林水産課
赤壁主任

例えばそこの出口くらいの距離だとすると、ずっと睨み合っているわけにもいかないので、目線を切らないようにだけちょっとずつ距離を取っていただく、急に後ろを向いて逃げてしまうと、自分より弱いと思って突っ込

んでくる可能性があるので、目線を切らずにちょっとずつ離れていただく、これが基本です。

村上委員
農林水産課
赤壁主任

石を拾いよったら逃げたのですけど。

何かしてきたと、びっくりして、向こうも引くに引けなくなってしまったのではないかと思うのですが。基本は、人間を見たらイノシシもサルも逃げますので、とにかく石を持って追い払っていただくと、人間が怖い事をしてくと印象付けしていただければ、人間を見ても突っ込んでくるようなことはありませんので、是非、石を投げていただければと思います。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。今でなくても、これからいろんなことがございましたら、4階の農林水産課 担当赤壁主任の方へ相談を持ち掛けてください。自己防衛するしかないのですが、いろいろな方法がありますということを皆様方も地域の人に教えたり、そういった方々からも疑問点がでたら担当課とお話して、そこからその人達にいろいろ説明をしたりしていただくようになりますので、その辺のところ連絡係というそういったことにも努力をしていただいたらよろしいのではないかなと思います。

本日は、お忙しい中、農林水産課 赤壁主任に御出席いただき、ありがとうございました。

農林水産課
赤壁主任
藤田会長

お世話になりました。ありがとうございました。

以上をもちまして、第15回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員